

一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟
基本規程

【目次】

第1章	総則
第2章	組織
第3章	委員会（組織）運営に関する細則 罰則規定について 罰則規定に関する細則
第4章	事業
第5章	役員報酬規定
第6章	財務委員会細則
第7章	登録および競技会に関する細則 外国籍選手に関する細則
	慶弔規程
	旅費規程
	評議員選定委員会運営規程

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟（以下「本連盟」という）の定款第50条の規定に基づき、本連盟の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条〔遵守義務〕

①本連盟は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）の定款の趣旨、基本規程及びこれに付随する諸規定並びに国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）及びFIBA ASIAの諸規定並びにスポーツ仲裁機構（以下「CAS」という）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS及びJSAAの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

②人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規定およびその附属規定に従って懲罰の理由とされることがある。

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟（以下「本連盟」という）の定款第50条の規定に基づき、本連盟の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条〔遵守義務〕

① 本連盟は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）の定款の趣旨、基本規程及びこれに付随する諸規定並びに国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）及びFIBA ASIAの諸規定並びにスポーツ仲裁機構（以下「CAS」という）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS及びJSAAの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

② 人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程およびその附属規定に従って懲罰の理由とされることがある。

第2節 所属団体の設置

第3条〔地区大学バスケットボール連盟〕

① 本連盟は、バスケットボール競技の普及および発展を図るため、理事会および評議員会の議決を得て各種の連盟（以下「地区連盟」という）を置くことができる。

② 本連盟が設置する地区連盟は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般社団法人北海道大学バスケットボール連盟
- (2) 東北大学バスケットボール連盟
- (3) 北信越大学バスケットボール連盟
- (4) 一般社団法人関東大学バスケットボール連盟
- (5) 一般社団法人関東大学女子バスケットボール連盟
- (6) 東海学生バスケットボール連盟
- (7) 一般社団法人関西学生バスケットボール連盟
- (8) 一般社団法人全関西大学女子バスケットボール連盟
- (9) 中国大学バスケットボール連盟
- (10) 全四国大学バスケットボール連盟
- (11) 九州大学バスケットボール連盟

第4条〔届出義務〕

① 地区連盟は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の各号の書類を本連盟に届け出なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員の名簿および業務分担表
- (4) その他本連盟が提出を求めた書類

② 地区連盟は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の各号の書類を本連盟に届け出なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他本連盟が提出を求めた書類

③ 地区連盟は、次の各号の事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく、本連盟に届け出なければならない。

- (1) 役員
- (2) 本連盟に提出済みの規程、規約その他の書類

第3節 加盟校

第5条〔加盟校・加盟チームの定義〕

- (1) 本連盟が定める指定の加盟願いを地区連盟に提出している大学
- (2) 各地区連盟が開催する理事会にて加盟申請の承認が得られている大学で、各地区連盟から本連盟に加盟したことを連絡が入り、本連盟として加盟を認めた大学
- (3) 加盟チームは、JBAの制定したバスケットボール競技規則に基づき、バスケットボール競技を行うチームであって、各地区連盟に所定の加盟申請を実施し加盟が認められたものに限る。

第6条〔加盟の義務〕

- (1) バスケットボール競技を行うチームは、毎年度本連盟に加盟しなければならない。
- (2) 本連盟に加盟していないチームは、本連盟が主催または主管する競技会に参加することはできない。

第7条〔加盟の手続き〕

本連盟より各地区学連へ配布された加盟願いを各地区連盟から各加盟校に展開後、加盟校から各地区連盟へ加盟願いを提出すること。提出方法は各地区連盟に依拠する。

第8条〔加盟資格〕

(1) 加盟校の加盟資格は提出年度の翌年以降も自動継続されるものとする。ただし、加盟校が脱退届を提出した場合は、各地区連盟の理事会承認を以って、その加盟資格は消失する。

(2) 加盟年度以降、加盟資格が自動継続されている大学は、JBA登録の完了を以って当該年度の加盟校と認める。

(3) 新規加盟校から提出される加盟願いは随時各地区連盟より当連盟総務委員会に提出をすることとする。

(4) 脱退届が提出された場合は、本連盟の理事会承認を経て脱退届を受理し、速やかに各地区連盟に連絡することとする。

第2章 組織

第1節 総則

第9条〔趣旨〕

本章の規定は、当法人の組織を構成する機関およびその運営に関する事項について定める。

第2節 評議員

第10条〔評議員〕

本連盟に、3名以上30名以内の評議員を置く。

第11条〔評議員の選任及び解任〕

① 評議員の選任及び解任は、評議員2名、外部委員3名をもって構成する評議員選定委員会において行う。

② 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。

(1) 本連盟の理事及び監事

(2) 本連盟又は基本規程に定める地区連盟の業務を執行する者又は使用人(過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。)

(3) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人

③ 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

④ 評議員選定委員会の運営の細則は、理事会において定める。

⑤ 評議員は、本連盟の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

第12条〔評議員選定委員会〕

- ① 評議員の選任および解任は、評議員選定委員会において行う。
- ② 評議員選定委員会は、評議員2名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- ③ 評議員選定委員会委員は、会長の推薦に基づき、評議員会が選任する。
- ④ 評議員選定委員会の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者を選任する。
 - (1) 本法人の業務を執行する者または使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号または第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）
- ⑤ 評議員選定委員会の議決は、委員の5分の4が出席し、その4分の3をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- ⑥ 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

第13条〔評議員の選定〕

- ① 評議員は、推薦された評議員候補者のうちから、評議員選定委員会の議決によって選定する。
- ② 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- ③ 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の各号の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と本協会および役員等（理事、監事および評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- ④ 評議員選定委員会は、第4条〔評議員〕に規定する評議員の定数を欠くことになる場合に備えて、補欠の評議員を選定することができる。この場合、次の各号の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選定する場合は、その旨および当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選定した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選定する場合は、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- ⑤ 前項の補欠の評議員の選定に係る議決は、当該議決後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

第14条〔評議員の職務〕

評議員は、評議員会を組織し、本規程に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認められる事項について助言する。

第15条〔評議員の任期〕

- ① 評議員の任期は、選定後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- ② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選定された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- ③ 評議員は、第4条〔評議員〕に規定する定数に足りなくなる場合は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第16条〔評議員の定年制〕

評議員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、評議員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その評議員は任期が満了するまで評議員として在任することとする。

第17条〔評議員の報酬等〕

- ① 評議員は、無報酬とする。
- ② 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- ③ 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

第3節 評議員会

第18条〔構成〕

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第19条〔権限〕

評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。具体的には、次の各号の事項について議決する権限を有する。ただし、第5号から第7号の事項については、併せて理事会の議決を要するものとする。

- (1) 理事および監事の選定および解任

- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 財産目録
- (7) 基本財産の処分または除外
- (8) 残余財産の処分
- (9) その他評議員会で議決するものとして法令または定款で定められた事項

第20条〔評議員会の開催〕

定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

第21条〔評議員会の招集権者〕

- ① 評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- ② 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

第22条〔評議員会の招集通知〕

- ・ 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- ②前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

第23条〔評議員会の議長〕

評議員会の議長は1名とし、評議員会において出席した評議員の中から会長が指名する。

第24条〔評議員会の決議〕

- ①評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- ②一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第25条〔評議員会の決議の省略〕

理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし

たときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

第26条〔評議員会の報告の省略〕

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第27条〔定足数等〕

- ① 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。
 - ・ 役員および各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第28条〔評議員の議決権〕

- ① 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。
- ② 出席評議員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるかまたは書簡による投票は認められないものとする。

第29条〔議事録〕

評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員より議事録署名人として選任された評議員1名が記名押印する。

第4節 役員等

第30条〔役員〕

- ① 本連盟には、次の各号の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- ② 理事のうち1名を会長とする。
- ③ 必要に応じて、理事のうち2名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。
- ④ 前々項の会長をもって、一般法人法の代表理事とし、前項の副会長及び専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- ⑤ 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

⑥ 監事は、本協会の職員または本法人の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。

第31条〔役員を選任〕

- ① 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- ② 会長、副会長、専務理事は、理事会において選定する。
- ③ 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- ④ 監事は、本連盟又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第32条〔理事の職務権限〕

- ① 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。
- ② 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- ③ 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

第33条〔監事の職務権限〕

- ① 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第34条〔任期〕

- ① 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
 - ・ 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第35条〔解任〕

役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第36条〔報酬等〕

- ①役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。
- ②役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- ③前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員の報酬並びに費用に関する規程による。

第37条〔取引の制限〕

- ①理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- ②前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第38条〔責任の一部免除又は限定〕

- ①本連盟は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- ②本連盟は、一般法人法第198条において準用する同第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は本連盟の使用人でないものに限る）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第39条〔役員の設定〕

- ① 会長および副会長は、就任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。なお、会長または副会長が任期の途中において75歳の満年齢を迎えた場合は、当該会長または副会長は任期が満了するまで当該会長または副会長として在任することとする。
- ② 会長・副会長候補者の選考に関する規程により行われた会長・副会長候補者選考委員会により選考された会長および副会長候補者を除く役員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、会長および副会長を除く役員が任期の途中において70

歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することとする。

第40条〔名誉役員〕

- ①当法人に、任意機関として、名誉顧問、顧問、参与等の名誉役員を置くことができる。
- ②前項の名誉役員等は、この法人の理事又は監事としての地位を有しない。
- ③名誉役員等に関する規定は別途定める。

第5節 理事会

第41条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第42条〔権限〕

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

第43条〔理事会の召集〕

- ①理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。
- ② 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- ③理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。
- ④理事会は、原則として3ヶ月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

第44条〔理事会の議長〕

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第45条〔理事会の決議〕

- ①理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

第46条〔理事会決議の省略〕

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第47条〔報告の省略〕

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第48条〔議事録〕

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印しなければならない。

第6節 裁定委員会

第49条〔裁定委員会の設置〕

定款、本規程およびこれに付随する諸規定（以下「本規定等」という）に対する違反行為（競技および競技会に関するものを除く）について調査、審議および懲罰案の理事会への提出ならびに本規定等に関連する紛争の和解斡旋を行うため、裁定委員会を設置する。

第50条〔組織および委員〕

- ① 裁定委員会は、委員長および2名以上4名以内の委員をもって構成する。
- ② 委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の議決を得て会長が任命する。
- ③ 委員は、各種の連盟の役職員を兼ねることができない。
- ④ 委員は非常勤とする。

第51条〔委員の任期〕

- ① 委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第52条〔委員長・招集・議長〕

- ① 委員長は委員が互選する。
- ② 裁定委員会は、理事会の諮問または会長の申出があった場合に委員長が招集する。
- ③ 裁定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- ④ 裁定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
- ⑤ 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- ⑥ 委員長に事故ある場合は、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第53条〔所管事項〕

- ① 裁定委員会は、本連盟に加盟する大学および個人（選手、指導者等チームスタッフ、以下本条において「選手等」という）による本規定等に対する違反行為（競技および競技会に関するものを除く）について調査および審議を行った上、答申を作成し、これを理事会に提出する。
- ② 裁定委員会は、選手等に関連する次の各号の紛争について、当事者の申立に基づき和解を斡旋するものとする。ただし、裁定委員会に準ずる組織または機能を保有する団体における紛争については、当該団体の決定によるものとする。
 - (1) 契約、所属および移籍に関する紛争
 - (2) 本規定等に関する権利・義務に関わる紛争
 - (3) 団体間、選手等間、またはその両者間における、団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争

第54条〔裁定委員会規定〕

裁定委員会の運営に関する事項は、本規程に定める事項を除き、理事会が制定する「裁定委員会規定」の定めるところによる。

第7節 委員会

第55条〔各種委員会の設置〕

- ①本連盟の事業遂行にあたり、理事会の決議をもって各種委員会を設置することができる。
- ②委員会の組織、運営に関する事項は、理事会において別途定める。

理事会の議決を得て、次の各号の専門委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 競技委員会
- (4) 事業委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 渉外委員会
- (7) 審判委員会
- (8) 男子強化育成委員会
- (9) 女子強化育成委員会
- (10) 医科学委員会
- (11) 法務委員会

第56条〔組織および委員〕

- ① 各専門委員会は、それぞれ委員長および若干名の委員をもって構成する。
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、本連盟の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

第57条〔委員の任期〕

第1条 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- ② 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めた場合は、理事会の議決に基づき、2年を超えない範囲で委員長の任期を延長することができる。
- ③ 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ④ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第58条〔招集・議長〕

- ① 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
- ② 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第59条〔所管事項〕

- ① 各専門委員会の所管事項は、理事会において別途定める。
- ② 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- ③ 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、または委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

第60条〔委員長の権限〕

- ① 各専門委員会の委員長は、次の各号の権限を有する。
 - (1) 委員を理事会に推薦すること
 - (2) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告または意見陳述を行うこと
 - (3) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- ② 各専門委員会の委員長は、前項第3号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第61条〔事務局との連携〕

各専門委員会は、事業の実施に関しては予め本連盟事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第62条〔分科会〕

各専門委員会は、その所管事項に関する業務遂行のため、理事会の承認を得て、その専門委員会の委員および学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

第63条〔有給専門職〕

- ① 各専門委員会に、有給専門職を置くことができる。
- ② 有給専門職に関する事項は、理事会が定める。

第64条〔細則の制定〕

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第65条〔特別委員会〕

- ① 本連盟は、専門委員会の所管に属しない特定の案件を調査・審議するために、特に必要と認めた場合、理事会の議決を得て、特別委員会を（原則として時限的に）置くことができる。
- ② 特別委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

第8節 事務局

第66条〔総則〕

- ① 本連盟の事務を円滑に処理するために、事務局をおく。
- ② 事務局の組織、運営に関する事項は、理事会において別途定める。

第3章 委員会（組織）運営に関する細則

第67条〔目的〕

本細則は、各委員会が業務を分担し業務を執行することで、理事会の意思決定ならびに議事運営の円滑化を図ることを目的とする。

第68条〔委員会〕

第55条の目的を達成するために、11個の委員会を設ける。

- ①総務委員会 ②事業委員会 ③財務委員会 ④渉外委員会
- ⑤競技委員会 ⑥広報委員会 ⑦男子強化育成委員会 ⑧女子強化育成委員会
- ⑨審判委員会 ⑩医科学委員会 ⑪法務委員会

第69条〔業務分担〕

各委員会が分担する業務範囲ならびに業務運営の責任者は、次のとおりとする。

1. 総務委員会（委員長1名）

- (1) 会議の総括
- (2) 庶務に関する事項
- (3) 規約・諸規定に関する事項
- (4) 各企業に関する役員、組織の編成等。規定にない人事に関する事項
- (5) 式典、表彰、親睦会等の立案と施行（招待、接待等を含む）
- (6) 慶弔に関する事項
- (7) 事務所の維持、管理及び器具。備品等の購入、管理
- (8) 他の委員会に属さない諸々の事項

2. 事業委員会（委員長1名）

- (1) 中長期事業計画、競技会、組織形態等の基本計画の立案、点検等の事項
- (2) 大規模な企画事業に関する事項
- (3) 各企画事業における外部団体及び事業遂行に関する事項
- (4) 外国バスケットボール団体、スポーツ団体との調整、折衝に関する事項
- (5) 国際競技会の誘致、開催及び海外での競技会に関する事項

3. 財務委員会（委員長 1 名）
 - (1) 中長期財務計画の立案
 - (2) 年度収支予算の編成と執行
 - (3) 年度収支決算の作成
 - (4) 各事業（競技会）の収支予算の編成と執行
 - (5) 各事業（競技会）の収支決算の作成
 - (6) 2～5 項に関する一般会計業務ならびに財務、会計に関わる帳簿等の整備、保管
4. 渉外委員会（委員長 1 名）
 - (1) バスケットボール及び本連盟のイメージアップのための中長期計画の立案
 - (2) 各大会の広報宣伝、観客動員のための企画立案と実施に関する事項
 - (3) 各大会等における広告媒体企業への提供と、それによる事業収益の企画立案及び実施に係る事項
 - (4) TV、ラジオ等の放映、放送実現への渉外、折衝
 - (5) パンフレット、プログラム、ポスター等の印刷物及び広告宣伝物についての企画、作成、実施
5. 競技委員会（委員長 1 名）
 - (1) 各競技会の形態についての、中長期計画の立案
 - (2) 年間競技会日程の作成に関する事項（競技場の確保、調整含む）
 - (3) 年度登録の受付
 - (4) 競技者の資格審査
 - (5) 各競技会の大会要項の作成、期間中の会場に関する事項
6. 広報委員会（委員長 1 名）
 - (1) 本連盟に関する競技記録の収集、整理、分析、保存に関する事項
 - (2) 1 項による報道機関への記録情報の提供及び発表に関する事項
 - (3) 本連盟が対外的に発表する事柄について、記者会見等の設定に関する事項
 - (4) 報道機関関係者との接触、親睦、連絡、折衝に関する事項
 - (5) 報道機関の取材援助（資料作成、実務）に関する事項
 - (6) 報道機関取材の認可等に関する事項
 - (7) 記録集の発刊等
7. 男子強化育成委員会（委員長 1 名）
 - (1) 本連盟を代表する男子チームの編成、強化及び競技会への出場に関する事項
 - (2) 代表チーム選手及び選手全般の競技力、体力向上に関する年間・中長期計画に関する事項
 - (3) 指導者育成、強化とその援助等に関する（行事等を含む）事項
 - (4) 上部団体他との強化方針、日程等の連絡、調整具体案の決定等に関する事項
8. 女子強化育成委員会（委員長 1 名）

- (1) 本連盟を代表する女子チームの編成、強化及び競技会への出場に関する事項
- (2) 代表チーム選手及び選手全般の競技力、体力向上に関する年間・中長期計画に関する事項
- (3) 指導者育成、強化とその援助等に関する（行事等を含む）事項
- (4) 上部団体他との強化方針、日程等の連絡、調整具体案の決定等に関する事項

9. 審判委員会（委員長 1 名）

- (1) 本連盟が企画する全ての大会における競技の審判を担当する。
- (2) 1 項の実施に際し、競技規則の設定と競技に関する審判の事項
- (3) 各競技会における審判員のスケジュールの作成と審判に係る事項
- (4) 1～3 項及び審判に関する一切の事項は（財）日本バスケットボール協会の規定に準ずる。

10. 医科学委員会（委員長 1 名）

- (1) 本連盟が企画する行事における医科学に関するすべてを担当する。
- (2) 安全講習会、トレーナー講習会等の企画・立案

11. 法務委員会（委員長 1 名）

- (1) 本連盟の法務関係手続きに関して、総務委員会を補完する。
- (2) 登記等の手続きに関して外部の有識者と連携する。

罰則規定について

罰則

会員または加盟大学が罰則規定に関する細則第 2 条第 1～5 項に定める各事項のいずれかに該当するに至ったとき

は、同条に定める除名処分のほか、理事会において審議のうえで、次の処分を行う。

- (1) 本連盟主催の競技会への出場停止
- (2) 本連盟への始末書または理由書の提出
- (3) その他

罰則規定に関する細則

第 1 条 〔目的〕

一般財団法人 全日本大学バスケットボール連盟（以下「本連盟」という）は、大学バスケットボール競技の健全な普及ならびに発展を図るために、本連盟が主催する公式試合（以下「公式戦」という）で規約に違反した選手およびチームスタッフ（以下「スタッフ」という）ならびにチームに対する罰則の細則を定める。

第2条 〔罰則の対象となる行為〕

公式戦において次に示す行為を行った場合は、罰則を受ける対象の行為とみなされる。

罰則の対象となる行為と認められた場合は、その事実が理事会に報告され、理事長は処罰検討委員会を設置し、その調査・報告を受けて、理事会での審議を経て罰則を決定する。

1. 「選手資格に関する細則」第1条に反した場合
2. 選手およびスタッフならびにチーム関係者（同大学生・応援者）が、自チームおよび相手チームの選手・スタッフならびに審判員に対して行う身体接触を伴う抗議、著しい挑発行為、公然の名誉棄損となる行為、暴行、脅迫ならびにそれらに類する行為。
3. 選手およびスタッフならびにチーム関係者（同大学生・応援者）が行った差別的・侮辱的行為。
4. 選手およびスタッフならびにチーム関係者（同大学生・応援者）が行った定款、細則および大会要項に関する違反行為。
5. 選手およびスタッフならびにチーム関係者（同大学生・応援者）が行った本連盟・役員に対する侮辱的行為。

第3条 〔罰則の内容〕

(1) 第2条に該当する行為が認められた場合の選手およびスタッフへの罰則は、次に示すとおりである。

1. 除名 登録の永久禁止
2. 6年以下の期間を定めた登録停止
3. 1年以下の期間を定めた公式戦への出場停止
4. 公的職務の停止・禁止・解任当連盟における一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止しまたは解任する。
5. 賞の返還 当該大会の賞として獲得したすべてのもの（賞状・トロフィー・記念品）を返還させる。
6. けん責 始末書を取り、将来を戒める。
7. 戒告 口頭による注意

(2) 第2条に該当する行為が認められた場合のチームへの罰則は次に示すとおりである。

1. 除名 登録の永久禁止。
2. 6年以下の期間を定めた登録停止。
3. 特定の公式戦への出場停止。
4. 試合の没収 得点を0対20として試合を没収する。
5. 得点又は勝ち数の無効・減算。

6. 試合結果の無効。(事情により再戦を命ずることもある)
7. 賞の返還 当該大会の賞として獲得したすべてのもの(賞状・トロフィー・記念品)を返還させる。
8. けん責 始末書を取り将来を戒める。
9. 戒告 口頭による注意。

第4条 〔処罰検討委員会〕

1. 処罰検討委員会は理事長が指名した委員長、各部長、学生委員長ならびに理事長が指名した第三者委員数名により構成される。
2. 処罰検討委員会の委員は第三者が本連盟委員を上回る構成比とする。
3. 第3条の処分を行うに際し、処罰検討委員長は処罰検討委員会を招集し、処分の是非および処分の内容について審議したうえで、処分案を理事会に答申しなければならない。
4. 理事会は、処罰検討委員会の答申に基づき、審議を経たうえで処分の内容を決定する。
5. 理事長または総務委員長または競技委員長は、選手が所属する大学の部長に対して、処分の内容を文書または口頭で伝達する。
6. 処罰検討委員会における審議の内容は、議事録として記録される。

第5条 〔管理監督関係者の加重〕

部長・監督・ヘッドコーチ等の管理監督関係者が違反を行った場合には、その違反行為について定められた罰則の2倍以下の範囲において、罰則を加重することができる。

第6条 〔酌量軽減〕

違反行為がおこなわれた場合でも、その情状において酌量すべき事情がある場合は、その罰則を軽減することができる。

第7条 〔他者を利用した違反行為に対する罰則〕

他のもの利用をして違反行為を負わせたチーム、選手およびスタッフならびにチーム関係者(同大学生・応援者)には、自ら違反行為を行った場合と同様の罰則を科すものとする。

第8条 〔理事会決定の最終的拘束力および再審査請求〕

理事会の罰則に関する決定は最終的なものであり、全てのチーム、選手およびスタッフならびにチーム関係者（同大学生・応援者）はこれに拘束される。

ただし罰則を受けた者は、十分な反証を有する場合に限り、罰則を受けた当事者への連絡後

14日以内に、本連盟の処罰検討委員会に対して申立書および証拠を提出し、再審査を請求す

ることができる。

第4章 事業

第1節 総則

第70条

本章の規定は定款第3条に基づき当連盟の運営する事業に関して事項について定める

第2節 実施事業

第71条

本連盟は、バスケットボールの普及および振興を図るため、定款に定める事業を補完することを目的として、次の各号の付随的事業を行う。

- (1) 全日本大学バスケットボール選手権大会
- (2) 日韓大学代表バスケットボール大会
- (3) 全日本大学選抜バスケットボール大会
- (4) 全日本大学バスケットボール新人戦
- (5) 全日本大学3x3選手権大会
- (6) その他理事会において定める事業

第71条

- ①全日本大学バスケットボール選手権については別に定める。
- ②全日本大学バスケットボール選手権の規定により運営される。

第72条

- ①日韓大学バスケットボール選手権については別に定める。
- ②日韓大学バスケットボール選手権の規定により運営される。

第73条

- ①全日本大学選抜バスケットボール大会については別に定める。
- ②全日本大学選抜バスケットボール大会の規定により運営される。

第74条

- ①全日本大学バスケットボール新人戦については別に定める。
- ②全日本大学バスケットボール新人戦の規定により運営される。

第75条

- ①全日本大学 3x3 選手権大会については別に定める。
- ②全日本大学 3x3 選手権大会の規定により運営される。

第76条

- ①その他理事会において定める事業については別に定める
- ②その他理事会において定める事業の規定により運営される

第5章 役員報酬規定

本規定は本連盟定款第29条の役員報酬に対する事項を定めたものである。

本連盟は定款第29条に基づき常勤専務理事職の役員に対しその職務の対価として報酬を支払う。

ただし、下記の条件を満たすこととする。

カテゴリー1 週5日間 1日7時間職務に当たる

カテゴリー2 週3日間 1日3時間職務に当たる

各カテゴリーとも報酬額は理事会において決定する

報酬額は月額制とし、毎月末締翌10日に1か月分の職務に対する対価として支払う。

賞与 退職金 慰労金に相当する報酬は支払わない

第6章 財務委員会細則

第1条 〔目的〕

本細則は、一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟（以下、本連盟）の財務および経理の管理を円滑かつ正確に執行することにより本連盟の健全な成長に資することを目的とする。

第2条 〔財務〕

本連盟の「連盟費」を以下の通り定める。

- ・ 交付金
- ・ 公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）から本連盟および地区連盟の活動のために交付される資金をいう。
- ・ 交付金は一般会計に充当する。
- ・ 参加費
- ・ 参加費は、本連盟主催の「全日本大学バスケットボール選手権大会」「日韓大学バスケットボール競技会」「全日本大学選抜バスケットボール選手権大会」「全日本大学バスケットボール新人大会」「全日本大学3X3選手権大会」「その他理事会において定める事業」（以下、大会）ならびに本連盟主催の強化、記念、講習・講演・普及等（以下、事業）に参加の為に支払う費用をいう。
- ・ 大会の参加費は開催初日の30日前までに納めなければならない。事業の参加費は主催する委員会にて支払期限を決定し、理事会に報告する。
- ・ 参加費は、大会および事業の会計に充当する。
- ・ 大会および事業の参加費の上限は100,000円とする。大会および事業の参加費は理事会にて決定する。
- ・ 特別分担金
- （1） 特別分担金は、大会参加チームが参加費以外に本連盟に支払う費用をいう。
- （2） 特別分担金は、大会開催初日の10日前までに納めなければならない。
- （3） 特別分担金は、大会会計に充当する。
- （4） 特別分担金の金額は、理事会で決定する。

第3条 〔事業年度〕

本連盟の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4条 〔事業計画および収支予算〕

- （1） 事業計画および収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得なければならない。
- （2） 予算と実質の収支に大幅な差異の発生が見込まれる場合は、事前に理事会に報告しなければならない。

第5条 〔事業報告および収支決算〕

事業報告および貸借対照表、損益計算書（以下、決算書類）は当該事業年度末日から三ヶ月内に監事の監査を受けたうえで理事会の承認を得て定時評議会に提出しなければならない。

第6条 〔保管〕

- （1） 決算書類の原本は、定款第2条「主たる事務所」で保管する。
ただし、専務理事が指定した場所を保管場所とすることができる。
- （2） 電子媒体による決算書類は、財務委員会専用パソコンで保管する。

- (3) 決算書類の原本の保管期間は、当該事業年度末日から5年間とする。財務委員会専用パソコンでの決算データの保管期間は、当該事業年度末日から10年間とする。
- (4) 決算書類(原本および電子媒体)の廃棄は、監事立ち合いのもと財務委員長が行う。

第7条 〔閲覧〕

- (1) 理事および評議員は、決算書類(原本および電子媒体)の閲覧をすることができる。
- (2) 決算書類の閲覧は、主たる事務所内で行うものとする。
- (3) 決算書類の原本は、保管場所以外への持ち出しを禁止する。

第8条 〔財務委員会の会議〕

- (1) 財務委員会の会議は、会長、専務理事、監事、財務委員長の判断により、適時開催することができる。
- (2) 財務委員会の会議では、財務伝票、納品書、請求書、領収書、通帳、現金等の照合ならびに予算と支出との対比を行う。

第9条 〔経理〕

- (1) 一般会計経費は、大会・事業収益、交付金、協賛金、寄付金、補助金、広告収入、受取利息、戻入金、雑収入等をもって支弁する。強化費は、事業収入をもって支弁する事ができる。
- (2) 大会会計経費は、参加費、特別分担金、大会収入等をもって支弁する。
- (3) 役員、監事、評議員(以下、役員等)本人に関わる費用は、原則として当該個人の支弁とする。
- (4) 財務委員長、財務委員、財務学生役員は、収支予算に関わる支払いを行うことができる。
- (5) 財務委員長以外の理事が支払いを行う場合は、当該理事が立替払いを行い後日精算に係わる財務伝票、証憑を財務委員長へ提出し精算するものとする。
- (6) 財務担当学生役員以外の学生役員が支払を行う場合は、財務委員長または財務担当学生役員に「仮払い請求書」を提出したうえで支払いを行い後日精算するものとする。
- (7) 精算は、所定の財務伝票に必要事項を漏れなく記入し、請求書と領収書を添えて財務委員長に提出するものとする。ただし、本連盟銀行預金口座から定期的に自動引落しされるものは金額以外の項目をあらかじめ印刷された財務伝票を使用しても良い。
- (8) 請求書または領収書がない場合は、財務伝票への担当委員長および財務委員長の署名捺印による承認を必要とする。
- (9) 収支予算に該当しない物品およびサービスを発注する場合は、事前に見積書を手し、理事会の承認を得なければならない。
- (10) 前項(9)の承認を経ないで、収支予算に該当しない物品およびサービスを発注した場合は、その支払いに関しては理由の如何を問わず当事者の支弁とする。
- (11) 特別例外支払項目を定める。
 - ① 体育館使用料等
 - ② 審判料、審判交通費等
 - ③ 理事会、委員会、代表者会議部屋代等
 - ④ 企業、他団体、他学連、報道機関、役員等、審判等への各種発送料

第10条 資産および負債科目

1 資産科目およびその扱いを以下のとおりとする。

- (1) 現金
 - ・本連盟が所持する国内外の通貨紙幣をいう。
 - ・現金は、原則として30日以上継続して所持してはならない。
- (2) 普通預金
 - ・本連盟名義の銀行普通預金口座をいう。
 - ・普通預金口座は、必要に応じて複数作成することができる。ただし、会長およ

び専務理事の事前承認を受け、口座開設後は速やかに理事会に報告しなければならない。

- ・普通預金口座の通帳およびカードは財務委員長が所持する。ただし、必要に応じて専務理事、事務局職員または財務担当学生役員が所持する事ができる。

- ・普通預金通帳およびカードを所持する者は財務委員長が認める現金預け入れ、現金引き出しおよび振り込みをすることができる。

- ・普通預金口座の通帳およびカードを所持する者には、守秘義務および管理責任が存在する。

- ・普通預金口座の通帳およびカードを所持する者は、本連盟役員の請求があった場合、通帳およびカードを速やかに提出または提示しなければならない。

- ・普通預金口座の届出印は原則として代表理事印とし、印は主たる事務所で保管する。

(3) 定期預金

- ・本連盟名義の銀行定期預金口座をいう。

- ・定期預金口座は、必要に応じて複数作成することができる。ただし、会長および専務理事の事前承認を受け、口座開設後は速やかに理事会に報告しなければならない。

- ・定期預金口座への預け入れおよび解約は、事前に理事会の承認を受けなければならない。

- ・定期預金口座の通帳は専務理事が所持する。

- ・定期預金通帳を所持する者には、守秘義務および管理責任が存在する。

- ・定期預金口座の通帳を所持する者は、本連盟役員の請求があった場合、通帳を速やかに提出または提示しなければならない。

- ・定期預金口座の届出印は原則として代表理事印とし、印は主たる事務所で保管する。

(4) 郵便貯金

- ・本連盟名義の郵便貯金口座および振替口座をいう。

- ・郵便貯金口座および振替口座は、必要に応じて複数作成することができる。ただし、会長および専務理事の事前承認を受け、口座開設後は速やかに理事会に報告しなければならない。

- ・郵便貯金口座および振替口座の通帳およびカードは財務委員長が所持する。ただし、必要に応じて財務担当学生役員が所持する事ができる。

- ・郵便貯金口座および振替口座の通帳およびカードを所持する者は、財務委員長が認める現金預け入れ、現金引き出しおよび振り込みをすることができる。

- ・郵便貯金口座および振替口座の通帳およびカードを所持する者には、守秘義務および管理責任が存在する。

- ・郵便貯金口座および振替口座の通帳およびカードを所持する者は、本連盟役員の請求があった場合、通帳およびカードを速やかに提出または提示しなければならない。

- ・郵便貯金口座および振替口座の届出印は原則として代表理事印とし、印は主たる事務所で保管する。

(5) 仮払金

- ・予算の範囲内で行事を円滑に行うために前もって支払いされたものをいう。

- ・本費用の決算は行事終了後30日以内に完了しなければならない。

(6) 立替金

- ・本連盟以外の費用で、本連盟が一時的に支払うものをいう。

- ・立替金を支払う場合は、原則として事前に理事会の承認を経なければならない。

- ・立替金は、原則として支払日から30日以内に清算しなければならない。

(7) 未収金

- ・すでに商品や役務の提供をしているにもかかわらず、当該事業年度末日までに入金されていないものをいう。

(8) 前払金

- ・商品や提供を受ける前に、当該事業年度末日までに支払いを行ったものをいう。

(9) 建物付属設備

購入額が消費税込み30万円を超える建物に固定されたもので建物と一体となって機能するもの、減価償却費（定額法）をもって費用とする。

(10) 器具・備品

・使用期間が1年以上または、購入額が消費税込み30万円を超える事務用品・消耗品で減価償却費（定額法）をもって費用とする。

(11) ソフトウェア

・購入額が消費税込み30万円を超えるソフトウェアの購入費、製作費（少額減価償却資産を除く）で原価償却費（5年均等償却）をもって費用とする。

- (12) 長期前払費用
・一定の契約に従い継続して役務の提供を受ける場合、未だ提供されていない役務に対して支払われたものうち1年を超えて費用となるものをいう。

- (13) 敷金
・賃貸借契約に関わる賃貸人への支出で、解約時に返還されるものをいう。

② 負債科目およびその扱いを以下のとおりとする。

- (1) 未払金
・本連盟の支出で、当該事業年度末日までに購入、サービスの提供が完了し、支払いがされていないものをいう。
- (2) 未払法人税等
納付すべき法人税、都道府県民税、事業税等の当該事業年度末までに支払いがされていないものをいう。
- (3) 前受金
・商品や役務の提供を行う前に当該事業年度末日までに入金されたものをいう。
- (4) 預り金
・報酬、給与手当等から一時的に預かった税金、社会保険料、労働保険料等で後日、本人に代って第三者へ支払うものをいう。
・他者から支払いを受けたもので、後日、本人または、第三者に対して支払いを行うものをいう。
- (5) 仮受金、
・本連盟への入金で内容が不明、金額が未確定のため帰属が明らかでないものをいう。
・30日以内に内容、金額を確定し、帰属すべき科目へ振替えなければならない。
- (6) 正味財産
・定款第5条、第6条により抛出された財産をいう。
- (7) 繰越利益剰余金
・前期より繰り越された剰余金の金額をいう。
- (8) 任意積立金
・将来の費用の支払いの為に当期利益から積み立てられた金額をいう。
- (9) 次期繰越剰余金
・翌期に繰越す利益金額をいう。

第11条 〔収入科目および支出科目〕

① 一般会計の収入科目およびその扱いを以下のとおりとする。

- (1) 交付金
・本則第2条1項(1)のとおり。
- (2) 協賛金
・法人等が本連盟の活動に賛同し、その協力のために支払われた資金をいう。
- (3) 寄付金
・法人、団体等および個人から本連盟に支払われた資金で反対給付の無いものをいう。
- (4) 補助金
・本連盟の活動を補助するために支払われた資金をいう。
- (5) 受取利息
・預貯金の利息をいう。
- (6) 戻入金
・主たる事務所を共用する一般社団法人関東大学バスケットボール連盟(以下、「関東男子連盟」という)、一般社団法人関東大学女子バスケットボール連盟(以下、「関東女子連盟」という)がその維持費を按分し本連盟に支払うものをいう。(事務局職員給与手当、法定福利費、通勤費、会議費、事務所経費、事務用品・消耗品費、等)。
- (7) 雑収入
・上記(1)-(6)に属さない収入をいう。

② 一般会計の支出科目およびその扱いを以下のとおりとする。

- (1) 給与手当
 - ・本連盟に勤務する役員、事務局職員へ支給する報酬、給与、諸手当をいう。
 - ・事務局職員への支給額は主たる事務所を共用する関東男子連盟、関東女子連盟と按分して負担する。
 - ・按分比率は本連盟の専務理事が関東男子連盟、関東女子連盟の理事長と協議して決定する。
- (2) 法定福利費
 - ・社会保険料、労働保険料等の本連盟負担額をいう。
 - ・法定福利費は、主たる事務所を共用する関東男子連盟、関東女子連盟と按分して負担する。
 - ・按分比率は、本条2項(1)に準ずる。
- (3) 通勤費
 - ・本連盟に勤務する理事、事務局職員の通勤の為の費用をいう。
 - ・通勤費は関東男子連盟、関東女子連盟と按分して負担する。
 - ・按分比率は、本条2項(1)に準ずる。
- (4) 会議費
 - ・評議員会、理事会、理事長会および本連盟役員または学生役員が招集する会議に関わる費用(茶菓・弁当等を含む)をいう。酒類を除く飲食料品は軽減税率の対象。
 - ・会議場および食事の数は、招集した責任者が決定する。
 - ・会議場および食事の手配は、事前に総務委員長の承認を得なければならない。
 - ・関東男子連盟、関東女子連盟と按分するものの按分比率は、本条2項(2)に準ずる。
- (5) 接待交際費
 - ・本連盟内および関係団体との接待、饗応、贈答、慶弔等の費用(レセプション費を含む)をいう。
 - ・飲食を伴う場合は原則として会費を徴収する。
 - ・会費の金額は会長、専務理事、総務委員長または財務委員長が都度決定する。
 - ・会長および専務理事が認める個人または団体の慶弔に関わる費用をいう。
 - ・慶弔費の金額、内容は、会長および専務理事がその都度決定する。
- (6) 交通費
 - ・本連盟役員、委員、学生役員、TO担当者には経済的かつ合理的な経路で利用した居所から目的地までの公共交通機関の定期券区間を除いた費用を支給する。
 - ・本連盟役員、委員には、評議員会、理事会、理事長会、委員長会へ出席のための定期券区間を除く交通費を支給する。
 - ・総務委員長または財務委員長の認める業務に関する交通費は、別途実費を支給する。
 - ・大会・事業等に関わる本連盟役員、委員および学生役員の国内の宿泊に関わる費用をいう。
 - ・本連盟役員、委員、学生役員が宿泊をする場合は、事前に総務委員長または財務委員長の承認を経なければならない。
 - ・本連盟役員、委員、役学生役員が大会・事業等に従事する場合は日当を支給する。その額は別途定める。
 - ・大会、事業等の運営を補助するために募集される補助員の交通費、謝礼の額は別途定める。
 - ・大会、事業等の運営を補佐するために参加する地区学連の学生役員には交通費、宿泊費、日当を支給する。地区学連との負担割合は別途定める。
 - ・大会、事業等の開催が地区連盟地域の場合、日学派遣理事等の交通費等の負担割合は別途定める。
- (7) 交通費(学生)
 - ・関東男子連盟、関東女子連盟が一般会計で支出した学生への交通費の内、本連盟負担額をいう。
- (8) 通信費
 - ・主たる事務所の固定電話、本連盟の携帯電話、郵便およびSNS接続等の費用をいう。ただし、固定電話費は関東男子、関東女子と按分する。
- (9) 運搬費
 - ・物品の運搬のための費用をいう。
- (10) 事務所経費
 - ・主たる事務所を使用、維持、管理するための費用をいう。
 - ・事務所経費の内、給与、法定福利費、通勤費、通信費(固定電話料)、家賃、水道光熱費、リース料、産廃費、事務・消耗品費、支払手数料、租税公課、保険料、移転費、減価償却費等は主たる事務所を共用する関東男子連盟、関東女子連盟と按

- 分する。
 - ・ 按分比率は、本条2項(1)に準ずる。
 - (11) ホームページ運営費
 - (1) 本連盟ホームページ(以下、「本連盟HP」という)の運営管理に関わる費用をいう。
 - (12) 事務用品・消耗品費
 - ・ 業務に関わる事務用品、備品および消耗品の費用で固定資産以外のものをいう。
 - ・ 事務用品・消耗品費は、主たる事務所を共用する関東男子連盟、関東女子連盟と按分する。
 - ・ 按分比率は、本条2項(1)に準ずる。
 - ・ 備品購入は備品台帳に記入しなければならない。
 - (13) 諸会費
 - ・ 本連盟の業務に関わる加盟団体等に支払う会費、加盟料等をいう。
 - (14) 保険料
 - ・ 本連盟の動産、不動産に対する損害・災害保険料、本連盟の大会および事業の活動に関する保険料をいう。
 - ・ 事務所に係る保険料は主たる事務所を共用する関東男子連盟、関東女子連盟と按分する。
 - ・ 按分比率は、本条2項(1)に準ずる。
 - (15) 租税公課
 - ・ 本連盟が支払う印紙税、登録免許税、固定資産税、消費税等および、国・地方公共団体等の証紙代をいう。
 - (16) 顧問料
 - ・ 本連盟に関わる弁護士、税理士、司法書士、会計士等に支払う報酬等をいう。
 - (17) 図書・印刷費
 - ・ 書籍等の購入費用、および外部発注の印刷物の費用をいう。
 - (18) 記念品費
 - ・ 記念品の購入・製作の費用をいう。
 - (19) 医療費
 - ・ コートドクター、救急救命士等へ支払われる謝礼(源泉徴収含む)並びに医療用品・予防用品費用をいう。謝礼の額は別途定める。
 - ・ 救急時の初診料(保険扱いの料金)を立替えることができる。ただし、学生役員が同行し初診料の領収書のコピーの提出が必要である。
 - (20) 支払手数料
 - (2) 振込手数料、両替手数料、各種代行手数、仲介手数料保証委託料等をいう。
 - (21) 協賛金支出
 - ・ 本連盟が地区連盟と共に事業活動を行う際、主管の地区連盟への支払いをいう。
 - ・ 金額は理事会にて決定する。
 - (22) 減価償却費
 - ・ 減価償却資産の取得額を一定の方法で各事業年度の費用として配分するものをいう。
 - ・ 減価償却費は主たる事務所を共用する関東男子連盟および関東女子連盟と按分する。
 - (23) 移転費
 - ・ 事務所等の移転に関する費用。
 - ・ 事務所の移転費用は主たる事務所を共用する関東および関女と按分する。
 - (24) 雑費
 - ・ 雑費とは、前記(1) - (23)以外の支出をいう。
 - (25) 雑損失
 - ・ 本連盟の運営に関わらない支出、損失をいう。
 - (26) 法人税等
 - ・ 当該事業年度に係わる法人税、事業税、都道府県民税をいう。
- ③本連盟主催の大会、事業等の収入科目およびその扱いを以下のとおりとする。
- (1) 参加費
 - ・ 本細則第2条1項(2)に準ずる。
 - (2) 特別分担金
 - ・ 本細則第2条1項(3)に準ずる。
 - (3) 当日入場料

- ・会場での入場券の販売代金（決済端末を含む）及びチーム券の販売代金をいう。
 - ・当日入場料の金額は、大会毎に関係委員会が協議し、理事会の承認を得て決定する。
- (4) 前売入場料
- ・大会前日までに販売（委託販売を含む）された入場券の販売代金をいう。
 - ・前売入場料の金額は、大会毎に関係委員会が協議し、理事会の承認を得て決定する。
- (5) プログラム売上
- ・大会でのプログラムおよびポスター（以下、プログラム等）の販売代金（（E C、決済端末を含む））をいう。
 - ・プログラム等の販売価格は、大会毎に関係委員会が協議し、理事会の承認を得て決定する。
 - ・大会後一定期間を経過してのプログラム等の販売代金は、一般会計の雑収入に計上する。
- (6) 選手証収入
- ・チームが選手証を購入するため、本連盟へ支払う代金をいう。
- (7) 広告収入
- 第1条 企業、大学等の看板等、プログラム等、ユニフォーム等の広告等に関わるもので本連盟への支払い代金をいう。
- 第2条 各金額は、大会毎に関係委員会が協議し、理事会の承認を得て決定する。
- (8) 放映権料
- ・本連盟の大会および事業を放映する際に生じる権利金をいう。
- (9) 協賛金
- ・本条1項（2）に準ずる。
- (10) 出店料
- ・大会および事業の会場で物販（E Cを含む）等を行う企業、団体等が本連盟へ出店のために支払う代金をいう。
- (11) 補助金
- ・本条1項（4）に準ずる。
- (12) 物販収入
- ・本連盟が大会および事業でプログラム等を除く書籍、記念品、製作物等の販売収入をいう。
- (13) 運営分担金
- ・大会運営費に充当するために地区学連が本連盟に支払う代金をいう。
- (14) 親睦会費
- ・親睦会を開催するために徴収した会費をいう。
- (15) 雑収入
- ・前記（1）－（14）以外の収入をいう。
- ④ 本連盟主催の大会、事業等の支出科目およびその扱いを以下のとおりとする。
- (1) 会場費
- ・会場の使用料およびそれに準ずる費用ならびに会場に関わる警備料等をいう。
- (2) 掲出費
- ・本連盟が会場へ支払う広告、掲揚物等の掲出ならびに出店に関わる費用をいう。
- (3) 競技用品費
- ・競技に関わる備品および消耗品の費用をいう。
- (4) 通信費
- ・本条2項（8）に準ずる。
- (5) 運搬費
- ・本条2項（9）に準ずる。
- (6) 交通費
- ・本条2項（6）に準ずる。
- (7) サブ・コミショナー費
- ・競技委員会が定めるサブ・コミショナーに支払う費用をいう。
 - ・その額は別途定める。
- (8) 審判費
- ・大会の審判の交通費、宿泊費および日当をいう。その額は別途定める。
 - ・本条2項（6）に準ずる。
- (9) 審判費（その他）
- ・大会の審判の交通費、宿泊費および日当をいう。その額は別途定める。

- (10) 会議費
 - ・本条2項(4)に準ずる。
 - (11) 図書・印刷費
 - ・本条2項(17)に準ずる。
 - (12) 謝礼費
 - ・大会事業で団体および個人に対して謝礼として支払われる費用をいう。
 - ・T O担当者および、補助員の謝礼およびの額は別途定める。
 - (13) 事務用品・消耗品費
 - ・本条2項(12)に準ずる。
 - (14) 表彰費
 - 大会等で使用する表彰物の製作および購入の費用をいう。
 - (15) 保険料
 - ・本条2項(14)に準ずる。
 - (16) 接待交際費
 - ・本条2項(5)に準ずる。
 - (17) 医療費
 - ・本条2項(19)に準ずる。
 - (18) 入場証費
 - ・本連盟主催の大会、事業の入場証作成費用をいう。
 - (19) 製作・借料
 - 協賛企業の広告物等の製作、ウェアの購入、音響効果演出等に関わる費用ならびに備品等のレンタル料をいう。
 - (20) 運営協力費
 - ・大会、事業の運営に協力をする地区学連に支払う費用をいう。
 - ・大会が黒字の場合のみ支払い、金額は理事会にて決定する。
 - ・支払は地区学連の請求書に基づいて行う。
 - (21) ウェア一費
 1. 本連盟のユニフォーム及びそれに準ずる物品の作製および購入の費用をいう。
 - (22) 記念品費
 2. 大会、事業での記念品代をいう。
 - (23) 支払手数料
 3. 本条2項(20)に準ずる。
 - (24) 販売委託手数料
 4. プログラム等、入場券、記念品等の委託販売の際に委託業者へ支払う手数料をいう。
 - (25) 雑費
 5. 前記(1)ー(23)以外の支出をいう。
 - (26) 予備費
 6. 大会で「収入の部合計」から「支出合計」を差し引いた金額をいう。
 - (27) 雑損失
 7. 大会、事業に属さない支出、損失をいう。
- ⑤ 本連盟主催の国際大会および事業等の収入科目およびその扱いを以下のとおりとする。
- ・収入科目は本細則11条3項を準用する。

⑥本連盟主催の国際大会および事業等の支出科目およびその扱いを以下のとおりとする。

- (1) 大会参加料
 - ・大会の主催団体に支払う参加料をいう。
 - (2) 渡航費
 - ・国境を跨ぐ移動に関わる航空運賃および船舶運賃をいう。
 - (3) 国外交通費
 - ・参加する役員、スタッフ、選手等が国外での移動に関わる交通費および宿泊費をいう。
 - ・交通手段および宿泊の手配については、総務委員長が統括する。
 - (4) 強化費
 - ・選手の事前選考会、事前合宿に係わる支出。「強化事業」として決算を行う。
 - ・大会の直前合宿に係わる支出は大会決算の「強化費」として決算を行う。
- 上記(1)から(4)以外の費用科目は本条4項を準用する。

第12条 資産

- (1) 本連盟が所有する取得価額が消費税込み30万円以上の資産は、資産台帳に登録した上で、当該資産に「資産管理番号」を貼付するものとする。
- (2) 資産台帳に登録された資産は、総務委員長が管理するものとする。
- (3) 資産台帳は、総務委員長が管理し、主たる事務所で保管するものとする。
- (4) 資産台帳に登録された資産の廃棄は、総務委員長および財務委員長の承認を経なければならない。
- (5) 本連盟が所有する資産に事故等が生じた場合、総務委員長および財務委員長は理事会に報告し、理事会において当該事故等に重大な責任が認められた者は、当該資産の取得価格（税込）と同等金額を本連盟に賠償しなければならない。

第13条 〔決裁権限〕

本連盟の決裁権限の金額は別途定める。
決裁者は財務伝票、請求書、領収書、その他関連書類に署名捺印を行わなければならない。
緊急時、決裁金額を超えて執行する場合は、メール等で権限上位者に承認を得て承認された旨を証憑に添付しなければならない。

第14条 〔請求書発行〕

請求書の発行は各担当が「請求書発行依頼書」を作成し、財務委員長または、財務担当学生役員に提出する。財務委員長または、財務担当学生役員は請求書を作成し、専務理事が承認した上で連盟印を押印する。財務部は請求書を連番管理し、控えを保管する。

第16条 〔財務委員長の就任と任期〕

同じ者が連続して財務委員長に就任する場合は、連続した任期は2期4年以内とする。

第17条 〔改廃〕

本細則の改廃を行う場合は、理事会で決議する。

附則

2018年 1月11日一部改訂
2019年 3月30日一部改訂
2021年 4月 1日一部改訂
2021年 9月11日一部改訂
2021年 11月13日一部改訂
2022年 4月 1日一部改訂
2022年 6月 4日一部改訂
2023年 3月25日一部改訂
2024年 3月23日一部改訂
2024年 6月 1日一部改訂
2025年 3月22日一部改訂
2026年 3月21日一部改訂

第7章 登録および競技会に関する細則

第1条 〔目的・義務〕

- 1.本細則は、本連盟定款に基づいて、加盟大学のチームならびに選手の登録および競技会に関する事項を定めることを目的とする。
- 2.(1)加盟チームは、JBA 基本規程第104条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、所属選手の JBA への選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。
(2)加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならず、また選手は、公式試合の出場の際し、登録選手に対して JBA が発行する選手登録証を携帯しなければならない。

第2条 〔チームの登録〕

- 1.チームの登録は、原則として1加盟大学につき1チームとする。
 - 2.同一学校法人の大学であっても、次に示す場合はそれぞれ個々に登録することができる。
 - (1) 4年制大学と短期大学
 - (2) 分校
 - (3) 医学部
 - (4) 薬学部
 - (5) 歯学部
 - (6) 獣医学部
 - 3.同一学校法人における4年制大学と短期大学については、その数だけチーム登録が可能である。但し、選手は複数の大学に重複して登録することはできない、いずれか1つの大学のみの登録とする。
 - 4.国公立大学で統廃合が行われた場合、チームおよび選手の登録に関する変更等、4年間を限度として、猶予期間を設ける。
- 当該事例で変更の必要が生じた場合は、次の手順で承認を得なければならない。
- (1) 競技委員会における審査
 - (2) 理事会における承認

第3条 〔登録手続〕

本連盟に加盟している大学男女バスケットボール部は、次に定める手順に従って登録を行わなければならない。

1. 加盟大学は、毎年所在地の各都道府県協会を経由し、JBAに加盟料を添えて登録の手続きをする（インターネットを使用して登録をする）。
2. 加盟大学は毎年本連盟の指定用紙に所属選手の名前を記載し、選手登録の手続きを行わなければならない。なお、この手続きにはJBAへの加盟登録および個人登録の写しの添付が必要である。

第4条〔選手の資格〕

1. 本連盟が主催する競技会に出場できる選手は、加盟大学に学籍を有する者であることを要する。また、同時に、当該大学のバスケットボール部のチーム責任者が同部の部員であることを認めた者で、かつ、選手登録をされている者であることを要する。

なお、「チーム責任者」とは、各バスケットボール部が、その所属の大学に責任者として届出をし、加盟大学によって承認された者を指し、当該バスケットボール部の活動全てに関し、当該大学を代理する権限を有する者。

第1条〔目的・義務〕

1. 本細則は、本連盟の定款に基づいて、加盟大学のチームならびに選手の登録および競技会に関する事項を定めることを目的とする。

2. (1) 加盟チームは、JBA基本規程第104条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、所属選手のJBAへの選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。

(2) 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならず、また選手は、公式試合の出場の際し、登録選手に対してJBAが発行する選手登録証を携帯しなければならない。

第2条〔チームの登録〕

1. チームの登録は、原則として1加盟大学につき1チームとする。

2. 同一学校法人の大学であっても、次に示す場合はそれぞれ個々に登録することができる。

(1) 4年制大学と短期大学

(2) 分校

(3) 医学部

(4) 薬学部

(5) 歯学部

(6) 獣医学部

3. 同一学校法人における4年制大学と短期大学については、その数だけチーム登録が可能である。但し、選手は複数の大学に重複して登録することはできない、いずれか1つの大学のみの登録とする。

4. 国公立大学で統廃合が行われた場合、チームおよび選手の登録に関する変更等、4年間を限度として、猶予期間を設ける。当該事例で変更の必要が生じた場合は、次の手順で承認を得なければならない。

(1) 競技委員会における審査

(2) 理事会における承認

第3条〔登録手続〕

本連盟に加盟している大学男女バスケットボール部は、次に定める手順に従って登録を行わなければならない。

1. 加盟大学は、毎年所在地の各都道府県協会を経由し、J B Aに加盟料を添えて登録の手続きをする（インターネットを使用して登録をする）。

2. 加盟大学は毎年本連盟の指定用紙に所属選手の名前を記載し、選手登録の手続きを行わねばならない。なお、この手続きにはJ B Aへの加盟登録および個人登録の写しの添付が必要である。

第4条〔選手の資格〕

1. 本連盟が主催する競技会に出場できる選手は、加盟大学に学籍を有する者であることを要する。また、同時に、当該大学のバスケットボール部のチーム責任者が同部の部員であることを認めた者で、かつ、選手登録をされている者であることを要する。

なお、「チーム責任者」とは、各バスケットボール部が、その所属の大学に責任者として届出をし、加盟大学によって承認された者を指し、当該バスケットボール部の活動全てに関し、当該大学を代理する権限を有する者。

2. 選手は2つ以上のJ B A登録チームに競技者登録することができない。また、選手は、アマチュア選手（J B A基本規程第97条の2第2号に規定されるアマチュア選手を指し、以下同様とする）でなければならない。

3. 選手は、別途、本連盟が定める様式により、「アマチュア選手誓約書」を自己が所属する加盟大学との間で締結し、その写しを本連盟に提出するものとする。なお、選手が未成年である場合、当該誓約書には、選手の法定代理人の署名押印を要するものとする。

4. 大学は、本連盟が定める「アマチュア選手誓約書」の様式に従い、授業料免除、その他本連盟が求める事項をこれに記載の上、選手と「アマチュア選手誓約書」を締結するものとする。

第6条〔部長の登録資格〕

1. 部長の登録資格については、当該大学の教職員・大学関係者のみ登録することができる。

2. 部長と監督は兼務することができる。

第7条〔登録の追加・抹消・移籍〕

1. 毎年5月末以降、選手の追加登録をする場合は、その都度地区連盟を通じて本連盟へ申請し、競技委員長の承認を得なければならない。ただし、追加する選手は、同年度JBA加盟チームで登録をしていない選手に限る。

2. 移籍を行う者は「JBA基本規程 第5章 登録および移籍 第3節 移籍」による手続きをもって行うものとし、当該年度に本連盟加盟チームへの移籍は、原則認められない。特別な事情として移籍を認める場合は、地区連盟を通じて本連盟の競技委員長の判断をもって承認することができる。ただし、再登録日から起算して、6カ月は公式試合への参加は不可とする。

3. 加盟大学登録責任者は、当該年度に登録をした選手を抹消する場合は、抹消手続きを行う前に、事前に本連盟競技委員長へ通知しななければならない。

4. 本連盟加盟チームに登録され、当該年度中に抹消された選手で、同年度に他のJBA加盟チームで登録または試合に出場した選手は、抹消された年度の翌年度まで本連盟加盟チームへ登録することはできない。ただし、特別な事情で抹消され当該チームへ再登録をする選手は、地区連盟を通じて本連盟競技委員長の承認をもって登録することができる。

5. 登録期間中に本連盟加盟チーム以外の組織（プロリーグ：3×3含む）に移籍を希望する場合は、選手本人が加盟大学チーム責任者にその意思を伝え、話し合うこととする。

6. JBA基本規程に定めるアマチュア選手としてプロリーグ等のチームで契約を締結して活動する場合、JBAの承認を経た「アマチュア選手誓約書」を本連盟加盟チーム以外の組織のチーム側からJBAに提出し、JBAの承諾を得なければならない。

7. アマチュア選手は、JBA基本規程に定める通り所属チームから、バスケットボール競技の活動に関して、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料、その他所属チームが必要と認めた手当以外を受領してはならない。

第9条〔登録回数の限度〕

1. 選手として登録できる回数は、4年制大学の場合4回とする。ただし、短期大学は2回、医学部、歯学部、獣医学部、薬学部においては、6回とする。

2. 既に登録歴のある選手が、学籍の移動、新たな入学、編入学、留学等をした場合は、登録歴の回数に継続させるものとする。また、外国の大学で登録していた場合も登録歴の回数に継続させるものとする。

3. 学生が留年した場合の登録回数については、その理由がナショナルチームとして選手活動によるものであったときによるものであったときに限り、その活動報告書を事前に理事会へ提出し、理事会の承認を経てから登録の手続きをすること

外国籍選手に関する細則

第1条〔目的〕

この細則を設けた目的は、国際交流の活性化に鑑み、外国籍学生選手（以下「外国籍選手」という）に関する事項をまとめることにより、外国籍選手に対する対応を円滑且つ正確に行うためである。

第2条〔外国籍選手の定義〕

- (1) 外国籍選手とは、日本国籍を取得せずに日本の大学に入学した選手をいう。
- (2) JBA基本規程第99条に該当する外国籍選手は、日本人選手として見做す。

第3条〔外国籍選手の登録〕

1. 外国籍選手は、在籍する大学において単位を履修する目的で修学していなければならない。

(1) 外国籍選手は、学部在籍する学生でなければならない。なお短期留学生、交換留学生、語学研修生、聴講生、研究生、通信制の大学に在籍する学生、専攻科に在籍する学生。
※学士入学・学士編入学をした学生等は、認められない。

※学士入学とはすでに海外・国内の大学を学士卒業し1年次より入学する者また、学士編入学とはすでに海外・国内の大学を学士卒業し2年～3年次へ編入する者。

(2) 外国籍選手を登録する場合、毎年JBA登録前に所属大学は所定の用紙に次の書類を添付し、総務委員会・競技委員会の審査を受けなければならない。

- ① 大学の入学許可書及び在籍証明書、学生証のコピー。
- ② ② パスポート（顔写真のページ）および留学ビザの年月日が記入してあるページのコピー
- ③ 国籍を有する国または最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会のLOC（競技許可証・移籍証明書のこと、高等学校・大学）
- ④ 過去にいずれの国においても競技歴のない選手の場合は本連盟が規定する宣誓書を提出すること。

2. 日本の高等学校を卒業し、続いて大学に入学した外国籍選手は、初年度時のみその高等学校の卒業証明書のコピーを提出すること。また上記(2)③④の書類は提出しなくてもよい。

3. 同大学・同学部（同学群）での2年次以降の継続登録必要書類については、第3条1,2共に第3条(2)の書類のうち①大学の在籍証明書または新学年の学生証のコピーのみとする。

4. 第3条(2)②について、パスポート・留学ビザの更新があるときは第3条1,2共に更新したパスポート（顔写真のページ）および留学ビザの年月日が記入してあるページのコピーを提出すること。

第4条〔外国籍選手の登録回数〕

外国籍選手の登録回数は、本連盟の基本規程の「第7章 登録および競技会に関する細則」および本細則「第9条 登録回数の限度」の通りとする。なお、外国の大学で登録した回数は継続されるものとする。

第5条〔外国籍選手の競技資格〕

1. 登録については、人数に制限は設けない。
2. 当日エントリーについては2名以内とする。
3. 競技中、同時にプレイできる外国籍選手は1名とする（オンザコート1）。但し、本細則第2条（2）に該当する選手は、除外される。

第6条〔改廃〕

本細則の改廃を行う場合は、理事会で決議する。

附則

- 2018年1月11日施行
- 2021年11月13日一部改訂
- 2026年4月1日一部改訂

裁定委員会規程

第1条〔裁定委員会の設置〕

本連盟の定款 基本規定 諸規定に対する違反行為（競技および競技会に関するものを除く）について調査 審議および懲罰案を理事会に提出ならびに関連する紛争の和解斡旋を行うために、裁定委員会を設置する。

第2条〔組織および委員〕

裁定委員会は2名以上4名以内の委員をもって構成する。

委員はバスケットボールに関する経験と知識を有する者、学識経験を有し。

公正な判断をすることが出来る者を理事会の決議を経て会長が任命する。

委員は都道府県協会または各種連盟の役職員を兼ねることが出来ない。

第3条〔委員の任期〕

委員の任期は4年とし、再任を妨げない。

第4条〔委員長 招集 議長〕

委員長は委員が互選する。

裁定委員会は理事会の諮問または会長の申し出があった場合委員長が招集する。

議長は委員長がこれにあたる。

裁定委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開催することが出来ない。

裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

第5条〔所管事項〕

裁定委員会は本連盟に登録する団体および個人に定款、基本規程、諸規定に対する違反行為（競技および競技会にかんするものは除く）について調査、審議行った上答申を作成しこれを理事会に提出する。

裁定委員会は本連盟に登録する団体及び個人の紛争について当事者の申し出に基づき和解を斡旋する。

第6条〔答申書の作成〕

裁定委員会は理事会に下記の内容を含む答申書を提出しなくてはならない。

附則

2018年1月11日施行

懲罰規定

・主旨

本規定は本連盟に加盟または登録する団体および個人に対して本連盟が科する罰則およびその運用に関する事項を定める

・違反行為に対する罰則

本連盟は加盟 登録団体および個人が定款 基本規定 諸規定に違反した場合は、本章の定めるところにより罰則を科することが出来る

第3章 懲罰の種類

本連盟に加盟 登録する団体に対する懲罰の種類は次の各号とする。またこれらの懲罰を併科することができるものとする

戒告	口頭をもって戒める
譴責	始末書を取り、将来を戒める
没収	取得した不正な利益を剥奪する
出場資格の停止	一定の期間を付して公式試合への出場と権利を剥奪する
公的活動の停止	一定期間（無期限も含む）の公的活動の停止を科す
除名	本連盟から除名する

本連盟に加盟・登録する個人に対する懲罰の種類は次の各号とする。またこれらの懲罰を併科することができるものとする

戒告	口頭をもって戒める
譴責	始末書を取り、将来を戒める
没収	取得した不正な利益を剥奪する
出場資格の停止	一定の期間を付して公式試合への出場と権利を剥奪する
資格の降格剥奪	個人の有する資格を降格または剥奪する
公的活動の停止	一定期間（無期限も含む）の公的活動の停止を科す
除名	本連盟から除名する

・両罰規定

本連盟に加盟登録する団体に所属する個人が違反行為を行った場合、違反行為を行った本人に懲罰を科すほか、本人が所属する団体に対しても罰則を科することが出来る。ただし当該団体に過失がなかったときはこの限りではない

・違反行為

競技および競技会に関連する違反行為

本連盟の指示命令に従わなかった場合

本連盟加盟登録団体、個人の名誉および信用を毀損した場合

本連盟加盟登録団体の秩序・風紀を乱した場合

刑罰法規に抵触する行為を行った場合

・違反行為の調査 審議 および罰則の決定

違反行為のうち競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰については規律委員会の調査 審議を経て専務理事が決定する。

それ以外の違反行為および規律委員会で審議できない事象に関しては裁定委員会が調査審

議しその答申を受け理事会が決定する

ただし規律委員会 裁定委員会に準じる組織 機能を有する加盟団体における
違反行為については、当該団体の決定を尊重する

・規律委員会 裁定委員会

規律委員会は違反行為に対して罰則の必要性が認められた場合、専務理事により規律委員会を招集する。構成役員は法務委員長、総務委員長、競技委員長、事業委員長その他専務理事の指名した役員若干名。

議長は法務委員長があたる。議決は出席委員の過半数をもって決する。

可否同数の場合は議長の決するところによる。

裁定委員会関しては別途規定を定める

第7条 規律委員会 裁定委員会の答申

専務理事は規律委員会の答申を尊重し、かつ本連盟の利益を考慮したうえで懲罰の決定をおこなうものとする。

理事会は裁定委員会の答申を尊重し、かつ本連盟の利益を考慮したうえで懲罰の決定を行うものとする

第8条 答申書の作成

規律委員会は専務理事に、裁定委員会は理事会に下記の内容を含む答申書を提出しなくてはならない。

慶弔規程

(6) 主旨

本規定は本連盟の慶事 弔事に関する事項について定める

(7) 慶事

本連盟の現職理事、現職役員の慶事については1万円のお祝い金と祝電を供する。さらに専務理事の判断により記念品等を加授することが出来る。

元理事 元役員におよび関係者に関しては祝電を供する

(8) 弔事

本連盟の現職理事、現職役員の弔事については供花と弔電を供する
元理事、元役員の弔事については弔電を供する
その他関係者等についても弔電を供する

(9) 行事

本連盟傘下の各地区学連、加盟大学および関係各所の行事に参加する場合は
金一封をもって参加する。
金額は3名までの参加の場合は3万円、3名以上の場合は5万円と定める

上記の事象に該当しない場合や特別の場合は専務理事の判断にて執行することが出来る

旅費規程

(1) 目的

本規定は一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟の理事、評議員
各委員会委員、学生役員の旅費に関する基準を定めることを目的とする

(2) 旅費の支給対象

本連盟の理事、評議員、各委員会委員、学生役員が業務遂行の為に
目的地までの移動が生じた場合に支給する
移動は最も経済的かつ合理的な経路および手段にて移動しなければならない

(3) 旅費の種類

交通費 日当 宿泊料とする。
交通費のうち鉄道（バス）運賃は鉄道（バス）旅程に応じて支給する
交通費のうち航空（船舶）運賃は航空（船舶）旅程に応じて支給する
航空機は片道500km以上の移動の場合に利用できる
ただし500km以内でも大幅な時間短縮になる場合や航空機利用により
費用削減できる場合は利用を認める
日当は各役員等が大会運営等に携わった場合に専務理事の承認により
支給する
宿泊料は業務遂行のために宿泊が伴う場合支給する

(4) 旅費の支給

交通費が片道1500円以内の場合は「財務伝票兼交通費領収書」の記載をもって支給する
1500円以上の場合は領収書（定期券はその写しも可）をもって支給 清算する
日当は各役員等が大会運営等に携わった場合に専務理事の承認により
3000円を上限としとして支給することが出来る
日当はいかなる額でも受領印もしくは領収書をもって支給する
宿泊料はその必要性と経費を専務理事が承認した場合のみ領収書をもって
支給する

(5) 雑則

本規定に該当しない事象が生じた場合は専務理事の承認にて
施行することが出来る

評議員選定委員会運営規程

- ・ 評議員選定委員会とは一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟の
評議員会を構成する評議員を選定する機関のことをいう
- ・ 選定委員会は外部有識者3名と現評議員より2名の合計5名をもって
構成する
- ・ 選定会議は選定委員の過半数の出席をもって成立し、会長 専務理事
総務委員長 法務委員長の9名をもって開催される
議決権は選定委員5名のみが有する
- ・ 会議の議長は会長がこれに当たる
- ・ 評議員選定委員は理事会評議委員会より推薦された次期評議員候補者を審議し次期
評議員としての諾否を議決する。

附則 2018年6月施行

2019年6月一部改訂

2021年4月一部改訂

2022年3月一部改訂

2023年3月一部改訂

